

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類			基礎点検	
事務事業名		特別児童扶養手当給付関係事業			B 法定義務経費事業	
担当部署名		健康福祉 局 障害福祉 部 障害者支援 課			シート番号 11-162	
		評価責任者(課長名)			増田	

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	3	障害者等が自分らしく輝いて暮らせる地域社会の実現	無
	2	事業開始年度	平成 27 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律			
	4	関連計画	第4次堺市障害者長期計画			
5	事業実施の経緯	平成27年度から、第4次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号))に基づき、道府県が行っている事務のうち、特別児童扶養手当の受給資格の認定事務や定時・随時払時の厚生労働省への支払請求事務等が大阪府から本市へ移譲された。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	20歳未満で障害を有する児童を監護、養育している者。			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	障害を有する児童を監護、養育している者に対して手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で規定する障害の状態にある児童を監護している者に、原則として毎年4月期、8月期、12月期に、それぞれの前月分までの手当を支給すべく、認定事務を行っている。(令和元年度手当額 月額(1級)52,200円、(2級)34,770円) 新規申請及び、継続認定における児童の障害の認定のため、判定医に診断書等にて判定を受け、診断書等の処理事務及び判定後の認定事務を行い、認定された受給者に対する手当支給のためのデータを作成し、厚生労働省へ送付している。また、年に1回受給者に対し、所得状況の申告について各区役所から勧奨を行い、所得上の支給の可否についての認定事務を実施している。 なお、国の制度のため、定期的に厚生労働省へ統計の報告を行っている。			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

Ⅲ. 投入量

項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	11 事業費 (a)	千円	1,354	1,336	1,307	1,470	
	主な事業費内訳	報酬	千円	1,034	1,034	1,100	1,122
		その他(需用費等)	千円	320	302	207	348
			千円				
	財源内訳	国・府支出金	千円	1,354	1,336	1,307	710
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他()	千円				
		一般財源	千円				760
	12	人件費 (b)	千円	14,760	14,760	14,760	14,580
	13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	16,114	16,096	16,067	16,050